

指定児童発達支援事業所「あいあい」重要事項説明書

本事業所では、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の多機能型福祉サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 常陸太田市社会福祉協議会
所在地	茨城県常陸太田市稲木町33番地
電話番号	0294-87-8550
代表者氏名	会長 石川 八千代

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援事業所
事業所番号	0851200014号 (児童発達支援・放課後等児童デイサービス・保育所等訪問支援)
事業所の目的	児童福祉法に基づき、障害児に対し適切な児童発達支援サービスを提供する
管理者氏名	橋本重信(社会福祉協議会 ぐらしさぽーとグループ長)
運営方針	利用者が日常生活における基本的動作の習得及び集団生活に適応できるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練等の提供を行うものとする。

3. 事業実施地域 常陸太田市

4. 営業時間

	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
サービス提供日	月曜日から土曜日	土曜日 ただし、学校等の学年始、夏季、冬季、学年末休業日については、月曜日から土曜日までとする。	月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時

※国民の祝日、12月29日～1月3日は休所

5. 職員の体制

職 種	常 勤	兼 務	非 常 勤
管理者		1名	
児童発達管理責任者	1名		
保育士・児童指導員	1名	1名	2名以上

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
(1) 日常生活における基本的な動作の指導 (2) 集団生活への適応訓練 (3) レクリエーション行事 (4) 相談及び援助	(1) 生活能力向上のための訓練 (2) 集団生活への適応訓練 (3) レクリエーション行事 (4) 相談及び援助	(1) 障害児に対する集団生活の適応のための専門的な支援 (2) 訪問先施設の保育士等に対する支援方法等支援

(2) サービス利用料金（契約書第5条参照）

1日あたりの利用料金は、次表のとおりです。なお、事業所利用時間がサービス提供時間を下回る場合、利用料は減額となります。

	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
利用料	9,800 円	6,660 円	10,710 円
利用者負担額	980 円	666 円	1,071 円
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	一月の介護サービス費 合計単位×13.9%		

上記サービス利用に対しては、1割を事業者にお支払いいただきます。なお、児童発達支援給付より9割が支給されます。

なお、利用料以外に厚生労働省が定める各種加算を算定させていただく場合もあります。

<利用者負担額について>

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じ負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

また就学前の児童発達支援の無償化に伴い、3歳児・4歳児・5歳児（満3歳になって初めての4月1日から3年間）の児童については、利用者負担額が無料になります。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

(3) 障害児通所給付の対象とならない、下記サービス提供に要する費用は実費をいただきます。

- ① 創作活動材料費
- ② 野外活動費

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

利用料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月25日に預金引き落としのお支払い方法といたします。なお、他のお支払い方法をご希望の方は相談に応じます。

(5) 利用の中止・変更

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更する場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用者の体調不良等が理由の場合は、サービスを変更いたします。
- ③ 利用者がインフルエンザ等の感染する疾病であることを医師が診断した場合には、サービスの利用はできません。

(6) 受給者証の確認

「受給者証」に記載内容の変更が合った場合は、事業所に提示・確認をさせていただきます。

7. 虐待の防止

虐待の防止や早期発見、早期対応することを目的として、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	理事 笹川 雅之
---------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 協力医療機関

医療機関名	医療法人成人会 渡辺医院（常陸太田市西三町2121）
-------	----------------------------

9. 損害賠償について（契約書第8条参照）

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

10. 第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日
実施期間名称 :
結果の開示 : 1 あり 2 なし

② なし

11. 苦情等の受付（契約書第11条参照）

相談窓口

担当 総務グループ長 常陸太田市社会福祉協議会
電話：０２９４－７３－１７１７

第三者委員
生天目 操 常陸太田市下利員町１０５２
電話：０２９４－７６－１３５８
斎藤 広美 常陸太田市徳田町１５００－１
電話：０２９４－８２－２６９７

児童発達支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 (印)

契約者（保護者） (印)